

証券コード 554A

2026 年 6 月 8 日

株 主 各 位

東京都中央区築地三丁目 12 番 5 号
株式会社バトンズ
代表取締役社長 C E O 神瀬 悠一

第 8 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 8 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集通知に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第 8 回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://batonz.jp/company/ir/stock/meeting/>



また、上記のほかインターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026 年 6 月 26 日（金）17 時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2026年6月29日(月)14時(受付開始:13時45分)
(時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)

2. 場所 東京都港区港南一丁目8番23号
Shinagawa HEART 10階 当社会議室
(会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)

3. 株主総会の目的事項

【報告事項】

第8期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、計算書類の内容
報告の件

【決議事項】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するス
tock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ
いますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたも
のとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲
載させていただきます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただ
いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会
及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・計算書類の個別注記表

事業報告

第8期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな景気回復基調で推移したものの、不安定な国際情勢に起因する資源・エネルギー価格の高騰や、円安の進行に伴う物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

M&A 市場を取り巻く環境におきましては、団塊の世代の引退に伴う後継者不在型の事業承継ニーズが引き続き底堅く推移していることに加え、近年では 20 代～40 代の若い経営者が、自ら創出した事業を大手の企業や資本に譲渡する EXIT（会社や事業の売却）目的の M&A も増加しつつあります。M&A が企業の成長を加速させる戦略的な選択肢として定着する中、当社の M&A プラットフォームの利用者層は拡大・多様化しております。

このような環境下、当社は「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&A が出来る社会を実現する」というビジョンのもと、M&A プラットフォーム「BATONZ」の運営を通じて、全国の事業承継課題の解決策及び成長戦略としての M&A の普及に注力してまいりました。

特に、当事業年度におきましては、2026 年 4 月 21 日の東京証券取引所グロース市場への新規上場を「更なる事業価値向上に向けた新たな成長ステージへの起点」とするため、上場準備を通じた経営体制の高度化に注力いたしました。同時に、M&A プラットフォームの安全性及び信頼性向上を最優先とする成長戦略を推進いたしました。

具体的な取り組みと成果は以下の通りです。

(利用者・案件審査、サポート体制の厳格化と成約単価の向上)

前事業年度(2025 年 3 月期)において、M&A 業界における不適切な譲受企業に係るトラブル事案が報道されました。当社はこの業界課題を重く受け止め、「安心安全な取引環境の構築」を最優先課題として継続して対応を強化してまいりました。

当事業年度におきましては、利用者審査/案件審査の強化、株式譲渡案件における FA 支援サービス「プレミアムサポートサービス」利用の原則必須化、各案件における交渉状況の中間報告の取得(2026 年 4 月以降は全案件において報告を義務化)、M&A 支援機関に対する「M&A 支援機関登録制度」への登録推奨など、プラットフォームの信頼性向上に向けた抜本的な体制強化を実施いたしました。

これらの厳格な案件審査・支援体制の運用に注力した結果、成約組数は 753 組(前期比 52 組減)と一時的に減少したものの、手厚い支援体制により質の高いマッチングを実現いたしました。特に、プラットフォーム品質/知名度向上を背景に譲渡金額が数億円規模になる中大型案件の受託・成約が伸長したことで、一案件あたりの成約単価が大幅に向上し、極めて収益性の高い事業構造への転換を実現しております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高 2,004,484 千円(前期比 45.3%増)、営業利益 363,601 千円(同 600.3%増)、経常利益 367,324 千円(同 536.2%増)、当期純利益 262,328 千円(同 539.0%増)となり、大幅な増収増益と過去最高益の更新を達成いたしました。

財産及び損益の状況の詳細については、下記(3)直前3事業年度の財産及び損益の状況をご覧ください。

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました設備投資等の総額は 79,066 千円で、その主な内容

は、自社利用サービスのためのソフトウェアの新規開発及び機能追加等の開発投資額 76,289 千円となります。なお、当社の設備において、ソフトウェアは重要な資産であるため、有形固定資産のほか無形固定資産のうちソフトウェアを含めて記載しております。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第5期 (2023年3月期)	第6期 (2024年3月期)	第7期 (2025年3月期)	第8期 (2026年3月期) (当期)
売上高(千円)	716,000	1,154,598	1,379,603	2,004,484
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△57,423	101,686	57,738	367,324
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△57,001	72,913	41,053	262,328
1株当たり 当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△13.22	16.91	9.52	60.83
総資産(千円)	491,958	604,965	688,487	1,187,645
純資産(千円)	330,310	403,224	443,797	706,125
1株当たり 純資産(円)	76.49	93.39	102.91	163.75

(注) 当社は、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 安心安全なM&Aを行える環境の提供

前述のとおり、当社はM&Aプラットフォームの運営において、安全性/健全性の確保が最重要であるという考えのもと、その維持・向上のための各種施策を実施しております。当社はM&Aプラットフォーム運営において、売り手・買い手間のすべての取引を網羅的に把握・コントロールすることは困難であるとの前提のもと、リスクが高いと考えられる要所についてリスク度合いに応じた多層的なチェック体制の構築に努めております。当社が運営するM&Aプラットフォームにて実施されるM&A取引の内容及び進捗把握による一層の安全性向上を図ることを目的として以下の施策を推進しております。

(a) M&A支援機関によるM&Aプラットフォームへの案件登録について、中小企業庁の「M&A支援機関登録制度」への登録を義務付け

(b) 事業譲渡案件におけるFA支援(有料オプション)サービスの推奨

(c) 全案件に対する基本合意等の交渉状況の中間報告の義務化

(d) 案件リスクチェックを前提とした表明保証保険の付保(これに伴う譲渡実行前における最終契約書類の収集/確認)

(e) AIを活用した案件状況の把握と成約未報告の検知強化

今後は、上記施策を着実に実行するとともに、M&Aプラットフォームの安全性/健全性確保に努めてまいります。ユーザー価値を最優先し、安心安全なM&Aプラットフォーム

の実現と、利便性やリーズナブルさの両立を目指し、案件の交渉全体を通しての安全性向上を目指します。特に利用登録時や案件登録時における複合的審査と、案件成約前後におけるリスクヘッジに重点的に取り組むことで効率的に安全性を高める方針であります。

② システム開発への投資及び技術革新への対応

当社は、展開する M&A プラットフォーム「BATONZ」に係るウェブサイトにおいて、創業以来 M&A ノウハウを組み込んだプロダクト開発に取り組んでまいりました。

近年においては生成 AI 技術をはじめとする急速な技術革新の恩恵を受け、多角的に M&A を支援するサービスを開発しております。今後の事業展開においても、こうした技術革新への積極的な対応は当社事業の成長に不可欠であり、最新の技術動向のフォロー、役職員への教育等を通じて、ユーザーのニーズにマッチしたサービスの開発を継続してまいります。

③ 優秀な人材の確保及び人材育成

当社は今後のさらなる事業拡大を目指すうえで、事業企画、商品企画、マーケティング、フィールドセールス、カスタマーサクセス、M&A コンサルタント、IT エンジニア、案件品質を高めるための各種専門家（弁護士、公認会計士等）といった多職種で優秀な人材を増やすことが不可欠であると認識しております。

人材の確保については引き続き採用に注力することに加え、2026 年 4 月の新規上場を通して採用マーケットにおける知名度向上、採用力向上を目指してまいります。

また増員に伴うミドルマネジメントの強化も重要であると認識しており、採用と並行して各種研修を通じたミドルマネジメント層の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解賜りまして、今後とも変わらぬご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

（6）主要な事業内容（2026 年 3 月 31 日現在）

インターネットを活用した M&A 総合プラットフォーム「BATONZ」の企画・開発・運営

（7）事業所の状況（2026 年 3 月 31 日現在）

本社 東京都中央区築地三丁目 12 番 5 号
大阪支社 大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号

（8）使用人の状況(2026 年 3 月 31 日現在)

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
126(9)名	34.6 歳	2.7 年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近 1 年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（9）主要な借入先の状況（2026 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

（10）その他会社の現況に関する重要な事項

2026 年 4 月 21 日付で東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 17,000,000株

（注）2026年1月8日付で実施した株式分割（普通株式1株を100株に分割）に伴い、発行可能株式総数は16,500,000株増加しております。

（2）発行済株式の総数 4,312,300株

（注）2026年1月8日付で実施した株式分割（普通株式1株を100株に分割）により、発行済株式の総数は4,269,177株増加しております。

（3）株主数 23名

（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社日本M&Aセンターホールディングス	1,400,000	32.47
神瀬 悠一	950,000	22.03
宮竹 秀太郎	599,900	13.91
XTech 2号投資事業有限責任組合	365,000	8.46
アニマルスピリッツ 1号投資事業有限責任組合	352,500	8.17
DIMENSION 2号投資事業有限責任組合	315,000	7.30
バトンズ社員持株会	86,900	2.02
鈴木 安夫	65,000	1.51
渡部 恒郎	30,000	0.70
朝倉 祐介	20,000	0.46
林田 幸一	20,000	0.46

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第2回新株予約権	第3回新株予約権①
発行決議日			2022年9月30日	2024年7月12日
新株予約権の数			4,500個	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 450,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり11,000円 (1株当たり110円)	新株予約権1個当たり42,000円 (1株当たり420円)
権利行使期間			2024年10月1日～ 2032年9月30日	2027年1月1日～ 2034年5月31日
行使の条件			(注) 1.	(注) 1.
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 4,500個 目的となる株式数 450,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

			第4回新株予約権
発行決議日			2025年3月14日
新株予約権の数			1,480個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 148,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり42,000円 (1株あたり420円)
権利行使期間			2027年6月1日～ 2034年5月31日
行使の条件			(注) 1.
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

イ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役(監査等委員を含む。)または従業員であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が別途行使を認めた場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- 2. 当社は、2026 年 1 月 8 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割を反映して算定しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2026 年 3 月 31 日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神瀬 悠一	C E O : Chief Executive Officer
常務取締役	宮竹 秀太郎	C Q O : Chief Quality Officer
取締役	鈴木 安夫	C A O : Chief Alliance Officer
取締役	海山 龍明	C O O : Chief Operating Officer
取締役	田中 優子	株式会社スペースマーケット 社外取締役 株式会社サーバーワークス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ユコット 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	永田 靖子	
取締役 (監査等委員)	浅野 恵理	辻・本郷税理士法人 税理士 辻・本郷ファミリーオフィス株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	江端 重信	三宅坂総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社は、2025 年 6 月 24 日開催の定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役田中優子氏並びに取締役 (監査等委員) 永田靖子氏、浅野恵理氏及び江端重信氏は社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 浅野恵理氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、永田靖子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は社外取締役田中優子氏、永田靖子氏、浅野恵理氏及び江端重信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役田中優子氏、永田靖子氏、浅野恵理氏及び江端重信氏との間で、会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第 425 条第 1 項で定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役神瀬悠一氏、宮竹秀太郎氏、鈴木安夫氏、海山龍明氏及び田中優子氏並びに取締役（監査等委員）永田靖子氏、浅野恵理氏及び江端重信氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または当社に損害を加える目的で職務を執行した場合には同項第1号の費用の返還を請求することができることや、職務の執行について悪意または重大な過失がある場合には、同項第2号の損失を補償の対象外とすることを定めております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2025年6月24日開催の第7回定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2025年6月24日開催の第7回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」という。）につきましても、2026年6月3日開催の取締役会で決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

（役員報酬に関する基本的な考え方）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員報酬等については、以下の3つの考え方を基本方針としております。

① 競争力と事業規模のバランスをとった適切な報酬制度

優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であることを目指しますが、現在の事業規模に応じて過度にならないようなバランスを取った報酬制度

② 期待される役割に応じた報酬制度であること

中長期的なビジョンの実現や企業価値の向上に向けて、各人の期待役割に応じた報酬制度

③ 公平・公正な報酬制度であること

職責と成果に基づく客観的かつ透明性の高い報酬制度

(報酬体系)

① 基本報酬（固定報酬）

代表取締役

代表取締役の基本報酬は、役位や職責に加え、前年度の全社の業績への貢献度を総合的に勘案して当期の固定報酬を設定し、毎月固定額を一定の日に現金で支給いたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

代表取締役以外の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬は、以下の4つの観点における実績及び期待値を鑑みて設定し、毎月固定額を一定の日に現金で支給いたします。

- (1) 責任と権限：社会・資本市場における責任の大きさ
- (2) 成長戦略推進・企業価値向上：短期・中長期の事業計画達成に向けた戦略・戦術の推進、ミッション創出
- (3) 管掌範囲：管掌範囲の量的・質的な難易度やインパクト
- (4) 全社貢献：全社成長戦略、組織戦略、強い組織文化醸成への貢献度

社外取締役

監督機能の発揮、独立性の維持、専門的知見に基づく助言・牽制への貢献、会議体への関与度を総合的に勘案し、固定報酬として毎月一定額を現金で支給いたします。議長職等の追加責務がある場合には、役割による差を設けます。

② 変動報酬（業績連動報酬、非金銭報酬等）

必要に応じて業績連動報酬、非金銭報酬等を導入することがあります。なお、非金銭報酬等として新株予約権を付与する場合、個人別の報酬額及び付与個数は、各取締役の職責や貢献度等を総合的に勘案して決定いたします。

(報酬決定方法)

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、以下のプロセスを経て決定します。

- (1) 報酬の決定にあたっては客観性及び透明性を確保するため、代表取締役及び人事担当役員が原案を作成したうえで、独立社外取締役及び監査等委員を構成員とする会議体にて、当該原案が決定方針に合致しているか事前に審議を行い、取締役会へ答申いたします。
- (2) 取締役会は当該答申の結果を尊重した上で、各取締役の業務執行状況や全社業績を最も熟知している代表取締役社長である神瀬悠一に個人別報酬額の決定を委任し、同氏は取締役会で決議された配分基準及び当該会議体の審議結果の範囲内において、最終決定いたします。なお、非金銭報酬等については、その具体的な内容について、各取締役の職責、当社の業績その他諸般の事情を総合的に勘案のうえ、取締役会において決定いたします。

ハ. 当事業年度にかかる報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	84,100 (2,100)	84,100 (2,100)	—	—	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	—	—	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	1,800 (1,800)	1,800 (1,800)	—	—	3 (3)
合計 （うち社外役員）	91,300 (9,300)	91,300 (9,300)	—	—	8 (4)

（注）当社は、2025年6月24日開催の第7回定時株主総会の決議により、2025年6月24日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役であった永田靖子氏、浅野恵理氏及び江端重信氏は監査等委員である取締役に就任しております。監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものです。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定にかかる委任に関する事項

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定にあたっては、取締役会決議に基づき、その具体的な金額の決定を代表取締役社長である神瀬悠一に委任しております。

委任した権限の内容は、株主総会決議された報酬等の総額の範囲内における、各取締役の個人別の基本報酬額の具体的な決定であります。

委任した理由は、同氏が当社の代表取締役社長CEOとして、各取締役の業務執行状況や全社業績を最も熟知しており、各人の貢献度等を総合的に勘案して個人別の報酬額を評価・決定するにあたり最適であると判断したためであります。

ホ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

（1）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役田中優子氏は、株式会社スペースマーケットの社外取締役、株式会社サーバーワークスの社外取締役（監査等委員）及び株式会社ユコットの代表取締役であります。これらの会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）永田靖子氏は、他の法人等の重要な兼職はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）浅野恵理氏は、辻・本郷税理士法人のシニアパートナーであります。また、辻・本郷ファミリーオフィス株式会社の代表取締役であります。これらの法人と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）江端重信氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナー弁護士であります。三宅坂総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田中 優子	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち全てに出席いたしました。M&A・事業経営・資本市場対応に関する豊富な経験と見識を有しており、当該視点から業務執行の監督及び助言を行っております。 取締役会においては、IR 体制の強化・投資家コミュニケーション戦略の構築について継続的に提言を行ったほか、業績モニタリング資料の改善や中長期経営計画における外部視点の導入について、客観的・中立的な立場から積極的に意見を述べております。
取締役 (常勤監査等委員)	永田 靖子	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、監査役として 3 回、監査等委員として 13 回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンス及び上場実務に関する豊富な経験と見識を有しており、客観的・中立的な立場から経営の監督及び助言を行っております。取締役会においては役員報酬・資本政策のあり方について適切に発言しております。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回のうち 5 回、監査等委員会 10 回のうち 10 回全てに出席いたしました。監査等委員会においては委員長として期末監査を主導し、内部統制システムの監視、業務及び財産の監査について意見を述べました。
取締役 (監査等委員)	浅野 恵理	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、監査役として 3 回、監査等委員として 13 回全てに出席いたしました。税理士としての豊富な経験と高い見識を基に、主に税務・会計の専門的見地から、客観的・中立的な立場で経営の監督及び助言を行っております。取締役会においては、月次業績管理の精緻化や経理・決算体制の強化について継続的に提言を行ったほか、税制改正が当社の M&A 事業に与える影響について適時に問題提起を行いました。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回のうち 5 回、監査等委員会 10 回のうち 10 回全てに出席いたしました。監査等委員として内部統制システムの監視、業務及び財産の監査についても意見を述べ、助言を行いました。
取締役 (監査等委員)	江端 重信	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、監査役として 3 回、監査等委員として 13 回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と高い見識を基に、主に法務の専門的見地から、客観的・中立的な立場で経営の監督及び助言を行っております。取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更・会社法上の問題点の指摘、株式分割に係る法的助言など、上場に向けたガバナンス整備について積極的に意見を述べました。 また、当事業年度開催の監査役会 5 回のうち 5 回、監査等委員会 10 回のうち 10 回全てに出席いたしました。監査等委員として内部統制システムの監視、業務及び財産の監査についても意見を述べ、助言を行いました。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000 千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額	2,500 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500 千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、株式の新規上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況、その他の諸般の事情を総合的に判断して、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) ビジョン、ミッション、バリューを定め、取締役及び使用人（以下「役職員」という。）に、これらの浸透を図る。
- (2) 当社役職員が遵守しなければならないコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (3) コーポレート部門を管掌する取締役がコンプライアンスに対する整備、運用を統括し、コンプライアンス部門を管掌する執行役員 C C O（Chief Compliance Officer）が、当社のコンプライアンス活動を推進する。
- (4) 定期的にコンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。
- (5) 当社役職員が法令や社内規程の遵守を徹底するために定期的に教育・研修を実施する。
- (6) 内部通報窓口を設けることで適時に相談・通報を受け、問題の早期発見、未然の防止、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。
- (7) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づいて、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役は、これらの文書等の閲覧を要請した場合、すみやかに閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクを的確に把握し、そのリスクの影響度、発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を講じる等により、リスクの最小化を図る。
- (2) リスクマネジメント規程を制定し、当社役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款及び会社の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守し、各種リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講じる。
- (3) 情報セキュリティについて、情報セキュリティ方針及び個人情報保護方針を定め、C C O（Chief Compliance Officer）を情報セキュリティ管理業務の実行責任者とし、コーポレート IT 部門が中心となって、情報セキュリティ向上に向けた取り組みを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の経営の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化と権限及び責任の明確化を図る。
- (2) 取締役会規程、組織及び職務分掌規程、職務権限規程を定め、役職員の職務や権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月 1 回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的に意見交換及び意思決定を行う。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助する使用人（以下、

- 「監査スタッフ」という。)を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査スタッフは、監査等委員以外の取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
 - (2) 監査スタッフの人事異動、人事考課及び懲戒については、常勤監査等委員の同意を得てこれを行う。
 - ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査スタッフは、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保できる。
 - (2) 監査スタッフは、監査等委員に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できる。
 - (3) 当社役職員は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (4) 監査スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用して監査業務に関する助言を受けることができる。
 - ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、役職員から職務遂行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 当社役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員に報告する。
 - (3) 当社役職員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく報告する。
 - (4) 当社役職員が監査等委員に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置する。
 - ⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会へ報告をした当社役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用を請求する場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに請求に応じてこれを処理する。
 - ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会には、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を確保する。
 - (2) 監査等委員は、代表取締役と定期的に、経営方針、重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (4) 監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行

当事業年度は定時取締役会及び臨時取締役会を合計 16 回開催し、全ての回で社外取締役を含む全取締役が出席いたしました。取締役会においては、事業計画の進捗状況の確認に加え、M&A プラットフォームの安全性・健全性確保に向けた施策、ソフトウェア投資計画、及び社内管理体制の強化といったガバナンス上の主要テーマについて活発な議論が行われました。

② コンプライアンス及びリスク管理

- (1) 原則として隔月に 1 回、代表取締役、管理担当役員、常勤監査等委員等が出席するコンプライアンス委員会を開催しております。同委員会では、当社グループにおける法令遵守、クレームやトラブル等のインシデントの発生状況の把握と対応策の協議、及びリスクの網羅的な管理を行っております。
- (2) 全役職員のコンプライアンス意識の維持・向上のため、「情報セキュリティ研修」「インサイダー取引防止研修」「ハラスメント防止研修」及び「中小 M&A ガイドラインに関する研修」等を定期的実施しております。
- (3) 法令違反や不正行為の早期発見と是正を図るため、独立役員である常勤監査等委員を責任者とする内部通報窓口を設置しております。
- (4) 情報セキュリティについては、2024 年 5 月に ISMS 認証 (ISO/IEC 27001) を取得し、国際規格に基づく管理体制を運用しております。システムへのアクセス権限の最小化や多要素認証の導入に加え、第三者機関による脆弱性診断を定期的実施し、サイバー攻撃や情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じております。

③ 内部監査の実施

- (1) 代表取締役直轄の内部監査室が、監査計画に基づき、各事業部門における法令遵守、内部統制の整備・運用状況、及び業務の有効性・効率性について監査を実施しております。
- (2) 内部監査の結果は、遅滞なく代表取締役に報告されるとともに常勤監査等委員へも共有されております。監査における指摘事項については、被監査部門の上長連名による改善指示回答書を徴求し、さらにフォローアップ監査を実施することで、確実に改善が図られる体制を運用しております。

④ 監査等委員会の職務執行

- (1) 監査等委員会は、リスク評価に基づき策定した監査計画及び重点監査項目に従い、監査を実施しております。
- (2) 常勤監査等委員は、取締役会のほか経営会議やコンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、重要決裁書類の閲覧、代表取締役や各部門責任者との面談・ヒアリングを通じて、日常的な監査活動を行っております。非常勤監査等委員は、取締役会や監査等委員会において専門的見地（財務・会計、法務等）から客観的な立場で意見を述べております。
- (3) 四半期ごとに監査等委員会、内部監査室、及び会計監査人による三者合同ミーティング（三様監査）を開催し、それぞれの監査における気付き事項やリスク情報を共有することで、緊密な連携による実効的かつ効率的な監査体制を確保しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、事業拡大のための投資及び財務基盤の強化が最優先の課題であると認識しており、そのバランスを見極めながら、必要な内部留保を確保し安定した配当ができる体制が整った後に継続的に実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。一方で、将来的には、経営環境及び業績、投資計画、財政状態等を勘案し株主への利益還元を検討していく方針であり、当事業年度を含め配当を行っておりません。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、剰余金の中間配当及び期末配当を行う決定機関は取締役会となっております。

貸 借 対 照 表

2026 年 3 月 31 日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	973,221	流 動 負 債	481,519
現 金 及 び 預 金	790,563	買 掛 金	13,423
売 掛 金	154,662	未 払 金	72,729
前 払 費 用	27,112	未 払 費 用	88,066
そ の 他	6,943	未 払 消 費 税 等	54,240
貸 倒 引 当 金	△6,059	未 払 法 人 税 等	107,351
固 定 資 産	214,423	契 約 負 債	24,548
有 形 固 定 資 産	15,831	預 り 金	85,102
建 物 (純 額)	1,148	賞 与 引 当 金	36,056
建 物	2,955		
減 価 償 却 累 計 額	△1,807		
工具、器具及び備品(純額)	14,683	負 債 合 計	481,519
工具、器具及び備品	36,902	純 資 産 の 部	
減 価 償 却 累 計 額	△22,219	株 主 資 本	706,125
無 形 固 定 資 産	155,202	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア	135,316	資 本 剰 余 金	206,990
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	15,848	資 本 準 備 金	175,122
そ の 他	4,037	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,868
投 資 そ の 他 の 資 産	43,390	利 益 剰 余 金	399,134
繰 延 税 金 資 産	34,833	繰 越 利 益 剰 余 金	399,134
そ の 他	8,556	純 資 産 合 計	706,125
資 産 合 計	1,187,645	負債純資産合計	1,187,645

損 益 計 算 書

自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,004,484
売 上 原 価		307,648
売 上 総 利 益		1,696,835
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,333,234
営 業 利 益		363,601
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,081	
償 却 債 権 取 立 益	2,566	
雑 収 入	75	3,723
経 常 利 益		367,324
税 引 前 当 期 純 利 益		367,324
法人税、住民税及び事業税	121,131	
法 人 税 等 調 整 額	△16,135	104,995
当 期 純 利 益		262,328

株主資本等変動計算書

自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	175,122	31,868	206,990	136,806	136,806
当期変動額						
当期純利益					262,328	262,328
当期変動額合計	-	-	-	-	262,328	262,328
当期末残高	100,000	175,122	31,868	206,990	399,134	399,134

	株主資本	純資産合計
	株主資本 合計	
当期首残高	443,797	443,797
当期変動額		
当期純利益	262,328	262,328
当期変動額合計	262,328	262,328
当期末残高	706,125	706,125

個別注記表

(重要な会計方針に係る注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18 年

工具、器具及び備品 4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) M&A プラットフォームサービス

M&A プラットフォームサービスにおける主な収益は、M&A の譲受企業として登録するユーザーより受領するシステム利用料（買い手向け有料オプションサービスの月額利用料と成功報酬型の成約報酬から構成されます）と、M&A の譲渡企業から受領する「プレミアムサポートサービス」を含む業務委託契約に基づく成功報酬であります。

当社は顧客との契約に基づき、システム利用環境の提供や、M&A 取引の実行に至るまでの助言等を提供する履行義務を負っています。これらの義務は、ユーザー登録や案件公開から M&A 取引の実行に至るまでの期間において充足されると判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

しかし、譲受企業より受領するシステム利用料のうち成功報酬型の成約報酬と、譲渡企業から受領する「プレミアムサポートサービス」を含む業務委託契約に基づく成功報酬については、M&A 取引実行時の成約額に応じて一定の料率で受領するものであるため、M&A 取引の実行時まで、その見積りには著しい不確実性があり、見積りが制限されます。成功報酬に関する変動対価の額は、M&A 取引の実行時に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高まったものと判断し、取引価格に含めております。

(2) M&A SaaS サービス

M&A SaaS サービスにおける主な収益は当社サービス「BATONZ」に M&A の支援専門家として登録するユーザーより受領する月額利用料であります。M&A SaaS サービスに係る収益は、顧客との契約に基づいてシステム利用環境を提供する履行義務を負っているため、サービスを提供する一定期間において当該履行義務が充足されると

判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

自社利用のソフトウェア

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
自社利用のソフトウェア	105,905	135,316

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループのソフトウェアは、主に自社開発サービス「BATONZ」に係る開発費のうち、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合に無形固定資産に計上しており、社内における利用可能期間（5年）に応じて償却を行っております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、新規及び既存ユーザーへの売上計画であり、過去の売上実績等の経営環境の変化等を考慮して算定しております。また、将来の費用削減効果は、サービス運営の生産性向上に伴う将来の費用削減額を見積ることにより効果を判定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上計画並びにサービス運営の生産性は、経営環境の変化による不確実性が存在し、当初想定した仮定のとおりに移行しない可能性があります。その場合、将来の収益獲得額又は費用削減効果が当初想定額よりも減少するため、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,312,300 株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項（予定）
該当事項はありません。
5. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的
普通株式 450,000 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組み方針
当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針です。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、営業債権について債権管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、コーポレートユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
該当事項はありません。
2. 金融商品の時価等に関する事項
現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等、預り金については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	596 千円
未払事業税	10,435
未払給与	1,984
未払社会保険料	1,745
差入保証金償却	4,712
貸倒引当金繰入超過額	1,674
賞与引当金繰入額	11,357
減価償却超過額	590
一括償却資産	1,736
破産更生債権等	5,269
繰延税金資産小計	40,102
評価性引当額小計 (注)	△5,269
繰延税金資産合計	34,833

(注) 評価性引当額が 5,807 千円減少しております。この減少の主な内容は、差入保証金についての評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
住民税均等割	0.3
評価性引当額の増減	△1.6
賃上げ促進税制による税額控除	△5.6
中小法人軽減税率による影響	△0.3
法定実効税率の変更による影響	0.2
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は M&A テクノロジー事業の単一セグメントであり、財又はサービスを種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
M&A プラットフォームサービス	1,503,971 千円
M&A SaaS サービス	438,987
その他	61,524
顧客との契約から生じる収益	2,004,484
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,004,484

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	175,425 千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	154,662
契約負債 (期首残高)	13,457
契約負債 (期末残高)	24,548

契約負債は、主に履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,457 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約及び完全に未充足の履行義務に配分される変動対価については注記の対象に含めておりません。

公共団体から受託している業務委託費のうち成果報酬部分については委託期間中の当社の支援実績に関連しているため、従量制による変動対価に該当し、当該対価の変動性は、当社の支援実績が確定した時に解消されます。これらの変動対価の履行義務は、概ね 2 年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	163 円 75 銭
1株当たり当期純利益	60 円 83 銭

(注) 当社は、2026 年 1 月 8 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2026 年 4 月 21 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026 年 3 月 17 日及び 2026 年 4 月 2 日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2026 年 4 月 20 日に払込が完了いたしました。

- | | |
|----------------|--|
| ① 募集方法 | : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集) |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 310,000 株 |
| ③ 発行価格 | : 1 株につき 660 円
一般募集はこの価格にて行いました。 |
| ④ 引受価額 | : 1 株につき 607.20 円
この価額は当社が引受人より 1 株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 |
| ⑤ 資本組入額 | : 1 株につき 303.60 円 |
| ⑥ 発行価格の総額 | : 204,600 千円 |
| ⑦ 払込金額の総額 | : 188,232 千円 |
| ⑧ 資本組入額の総額 | : 94,116 千円 |
| ⑨ 払込期日 | : 2026 年 4 月 20 日 |
| ⑩ 資金の使途 | : ソフトウェア開発投資及び本社移転に係る設備投資資金に充当する予定であります。 |

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026 年 4 月 21 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026 年 3 月 17 日及び 2026 年 4 月 2 日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026 年 5 月 20 日に払込が完了いたしました。

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| ① 募集方法 | : 第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し) |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 99,300 株 |
| ③ 割当価格 | : 1 株につき 607.20 円 |
| ④ 資本組入額 | : 1 株につき 303.60 円 |
| ⑤ 割当価格の総額 | : 60,294 千円 |
| ⑥ 資本組入額の総額 | : 30,147 千円 |
| ⑦ 払込期日 | : 2026 年 5 月 20 日 |
| ⑧ 割当先 | : 大和証券株式会社 |
| ⑨ 資金の使途 | : 「一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の使途」と同一であります。 |

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社 バ ト ン ズ
取締役会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中 安 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 原 伸 太 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社バトンズの 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に

重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の

執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 6 月 2 日

株式会社バトonz 監査等委員会

常勤監査等委員 永田 靖子 ㊟

監査等委員 浅野 恵理 ㊟

監査等委員 江端 重信 ㊟

(注 1) 監査等委員永田靖子、浅野恵理及び江端重信は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

(注 2) 当社は、2025 年 6 月 24 日開催の第 7 回定時株主総会の決議により、2025 年 6 月 24 日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2025 年 4 月 1 日から 2025 年 6 月 23 日までの状況につきましては、当社監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社の定款を以下のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものです。

1. 提案の理由

経営環境の変化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を一部追加する変更を行うものであります。

また、今後の継続的な組織拡大に伴うオフィススペースの拡充及び成長基盤投資としての執務環境の整備を図るため、東京オフィスを東京都港区へ移転いたしました。これに伴い現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 [略] （新 設） <u>17. 前各号に附帯関連する一切の事業</u>	（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 [略] <u>17. 古物営業法に基づく古物市場主、古物商および古物競りあわせん業</u> <u>18. 前各号に附帯関連する一切の事業</u>
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数 (株)
1	かみせ ゆういち 神瀬 悠一 (1977年11月19日生) 〔再任〕	2000年4月 日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY 株式会社）入社 2005年6月 株式会社NTTデータ経営研究所入社 2012年7月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2015年4月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ（現 株式会社リクルート）執行役員 2018年4月 株式会社リクルート住まいカンパニー（現 株式会社リクルート）執行役員 2018年4月 株式会社リクルートライフスタイル（現 株式会社リクルート）取締役 2019年4月 当社取締役CMO 2022年3月 当社代表取締役社長CEO（現任）	850,000
【取締役候補者とした理由】 同氏は、2019年4月より取締役として当社の経営を主導し、2022年3月からは当社の代表取締役社長CEOとしてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行において重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンスを遵守しつつも更なる成長を推進していくにあたり、同氏の経験と見識、そしてリーダーシップが必要不可欠であり、引き続き当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者となりました。			
2	みやたけ しゅうたろう 宮竹 秀太郎 (1978年11月4日) 〔再任〕	2003年4月 佐川急便株式会社入社 2005年4月 株式会社グッドウィル入社 2007年11月 株式会社スターシップホールディングス 常務執行役 2016年4月 株式会社日本M&Aセンター（現 株式会社日本M&Aセンターホールディングス）入社 2018年4月 当社取締役COO 2024年6月 当社常務取締役CQO（現任）	580,000
【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に M&A 実務、セールス、財務・会計における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、当社の創業期から現在まで経営陣として重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンスを遵守しつつも更なる成長を推進していくにあたり、同氏の経験と見識を引き続き当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数 (株)
3	すざき やすお 鈴木 安夫 (1972 年 5 月 18 日生) 〔再任〕	1995 年 4 月 株式会社足利銀行入行 2003 年 6 月 日興コーディアル証券株式会社（現 S M B C 日興証券株式会社）へ出向 2004 年 6 月 株式会社日本M&Aセンター（現 株式 会社日本M&Aセンターホールディング ス）入社 2018 年 4 月 当社非常勤取締役 2020 年 4 月 当社取締役C S O 2024 年 6 月 当社取締役C A O（現任）	65,000
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に M&A 実務、セールス、金融機関等との提携・アライアンス戦略における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、当社の創業期から現在まで経営陣として重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンスを遵守しつつも更なる成長を推進していくにあたり、同氏の経験と見識を引き続き当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者といいたしました。	
4	うみやま たつあき 海山 龍明 (1989 年 7 月 23 日生) 〔再任〕	2013 年 4 月 デロイトトーマツコンサルティング合同 会社入社 2015 年 6 月 株式会社 HIT 代表取締役 2021 年 1 月 株式会社 Wiz 執行役員C X O 2021 年 1 月 株式会社フォーカスチャネル代表取締役 2022 年 5 月 同社相談役 2022 年 6 月 株式会社 Wiz 執行役員C S O 2023 年 8 月 当社執行役員 2024 年 4 月 当社執行役員C M O 2024 年 6 月 当社取締役C M O 2025 年 4 月 当社取締役C O O（現任）	3,000
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に経営戦略、マーケティング、M&A 実務における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、経営陣として重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンスを遵守しつつも更なる成長を推進していくにあたり、同氏の経験と見識を引き続き当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者といいたしました。	
5	たなか ゆうこ 田中 優子 (1975 年 5 月 31 日生) 〔再任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕	1999 年 4 月 トヨタ自動車株式会社入社 2003 年 4 月 A. T. カーニー株式会社入社 2006 年 2 月 ジュビターショップチャンネル株式会 社入社 2011 年 7 月 A. T. カーニー株式会社消費財プラクティ スマネージャー 2014 年 4 月 株式会社クラウドワークス執行役員 2018 年 3 月 株式会社スペースマーケット監査役 2019 年 12 月 株式会社クラウドワークス取締役経営企 画室長 2021 年 3 月 株式会社スペースマーケット社外取締役 （監査等委員） 2021 年 5 月 株式会社サーバーワークス社外取締役 （監査等委員）（現任） 2021 年 10 月 コデアル株式会社監査役 2023 年 3 月 株式会社スペースマーケット社外取締役 （現任） 2023 年 5 月 株式会社ユコット代表取締役（現任） 2023 年 6 月 当社社外取締役（現任） 2026 年 4 月 ヴィタリテ株式会社C O O（現任） 2026 年 5 月 株式会社スキルアップ NeXt 社外取締役 （現任）	-

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数 (株)
	【取締役候補者とした理由】 同氏は主にプラットフォーム・SaaS ビジネスを中心とした企業経営・経営戦略に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、社外取締役候補者いたしました。 同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。		
6	きむら ひろし 木村 博史 (1985 年 10 月 12 日生) 〔新任〕	2008 年 4 月 株式会社NTTデータ経営研究所入社 2013 年 1 月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2020 年 4 月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ（現 株式会社リクルート）経営企画部長 2021 年 4 月 株式会社リクルート経営企画部長 2022 年 1 月 RNF 株式会社代表取締役CEO 2022 年 1 月 株式会社Centurio 執行役員 2024 年 12 月 当社執行役員 2025 年 4 月 当社執行役員CFO（現任）	-
	【取締役候補者とした理由】 同氏は主に企業経営・経営戦略、財務・会計に関する専門的知見を有しております。また、2025 年 4 月より執行役員CFOとして重要な役割を果たしてきました。その豊富な経験と見識を引き続き当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中優子氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中優子氏の戸籍上の氏名は小林優子であります。
4. 田中優子氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって3年となります。
5. 当社は田中優子氏との間で会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としており、田中優子氏が取締役に選任され就任した場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は神瀬悠一氏、宮竹秀太郎氏、鈴木安夫氏、海山龍明氏及び田中優子氏との間で会社法第 430 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。また各候補者が取締役に選任され就任した場合は、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。また、木村博史氏が取締役に選任され就任した場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております（ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等一定の免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
8. 当社は、田中優子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が取締役に選任され就任した場合、引き続

き独立役員として指定し、同様に届け出る予定であります。

9. 各取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は 2026 年 4 月 30 日現在のものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2025年6月24日開催の第7回定時株主総会において、年額3億円以内としてご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権を付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」という。）として支給する報酬の総額は年額70百万円以内といたします。なお、対象取締役に對してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。新株予約権1個あたりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、現在の対象取締役の員数は5名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されまると、対象取締役の員数は6名となる。具体的な付与対象者、支給時期及び配分については、各対象取締役の職責や当社への貢献度等を総合的に勘案し取締役会において決定することとしたいと存じます。

なお、事業報告に記載の決定方針に整合しており、その内容は相当であるものと考えております。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

1. 新株予約権の上限

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は500個を上限とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は当社普通株式50,000株を上限とする。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が本新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

当社が株主割当て又は株式の無償割当て以外の方法で株式を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本号に基づく調整は行われないものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議日後3年を経過した日から当該付与決議日後8年を経過する日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備

備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員を含む。）、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上